

授業支援用資料配本のご案内

小学校の先生方へ

太宰府市民図書館と市立小・中学校図書館とが連携して、授業の支援を行うために、市民図書館の資料を貸出・配本するものです。ぜひ、ご活用ください。

○対象資料は

学校図書館未所蔵の資料で、太宰府市民図書館が所蔵している本・紙芝居です。

※対象外資料は

- ・辞書や事典、郷土資料等の館内利用のみの資料（禁帯出資料）
（市民図書館ホームページ内の蔵書検索時に「貸出禁止」と表示されるもの）
- ・まんが
- ・視聴覚資料（カセットテープ・CD・ビデオ・DVD・LD）

○貸出冊数・期間は

- ・貸出冊数 40冊まで（テーマによっては、揃わないこともあります）
- ・貸出期間 30日まで

※要望の集中する資料は、貸出冊数・期間を制限することがあります。

○貸出対象者は

団体利用申込書を提出している学級担任教諭、学校図書館です。

※団体利用申込書の有効期間は当該年度です。学級文庫事業を受けていない学級は、年度最初の貸出を受ける前に登録が必要です。

○配本は

週1回、市民図書館より司書が巡回し、各小学校の学校図書館に配本を行います。

※緊急の場合、直接市民図書館で資料を見て選書する場合など、各自で運んでいただくこともあります。

○依頼手続きは

- ・配本希望日の1週間前までに、「太宰府市授業支援用依頼・回答票」に記入して、学校司書にお渡しください。学校司書がまとめてFAXします。
- ・書名がわかっている場合は、「太宰府市授業支援用依頼・回答票1」に記入します。市民図書館のホームページで蔵書検索をされた場合は、一覧を印刷して必要なものに丸印をつけていただくと、速やかに用意できます。
- ・テーマなどしかわからない場合は、「太宰府市授業支援用依頼・回答票2」に記入します。なるべく、具体的にご記入ください。

※休館日などで貸出せない場合もありますので、なるべく早くお申し出ください。

○返却手続きは

「送付票」に学校・学年・組と返却冊数を記入後、各小学校の学校図書館までお持ちください。市民図書館より回収に伺います。

※夏季休業期間、学年末休業期間の前には、資料をすべてお返しくください。

※資料を紛失・破損した場合は、現物または相当の代価での弁償となります。市民図書館までお知らせください。

授業支援用資料配本を利用の前に

○まずは、学校図書館を活用しましょう

授業や調べ学習で児童が使う資料は、基本的に学校図書館で整備する必要があります。調べるための資料が必要なときは、まず学校図書館の蔵書を確認し、学校司書にご相談ください。資料が不足の時は、市民図書館より配本します。

○市民図書館の本の冊数・種類にも限りがあります

市民図書館では、いろいろな分野の本が約22万冊あります。その中でも、児童書だけに限ると約5万冊を所蔵しています。しかし、ひとつのテーマで探せば、そう多くはありません。なるべく早く必要な本やテーマをお知らせいただくと、より多くの学校で使うことができます。

また、児童が直接市民図書館に来て調べものをする際も、事前に学校で出される課題の内容・時期をお知らせください。後から調べに来た児童の資料がなくて困らないように配慮します。

授業支援用資料配本を利用したら

○お渡しする資料のリストに役に立ったかどうかの印を付けてください

借りられた資料には資料リストが付いてきます。それぞれの資料が役に立ったか、不要だったか、○ △ ×の印を付けて返していただくと来年度の貸出の時に大変助かります。

ご不明な点につきましては、下記担当までお尋ねください。

太宰府市民図書館 担当：永渕・今村・見平
〒818-0101 太宰府市観世音寺一丁目3番1号
☎921-4646 FAX921-4896